

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前 葉 泰 幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)
地域名 (地域内農業集落名)	二子地区 ( 二子 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月28日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、山間の谷間にある農地と圃場整備された農地で構成されている。  
農地のほとんどが担い手に集積されている地区であり、担い手への農地集積率は9割であるが、一部の農地を個人で耕作していることから、彼らの将来的な離農に備え、担い手への集積を調整していく必要がある。  
併せて、圃場整備された農地においては、各担い手の作業効率の向上を図る集約化を検討する必要がある。  
地区の農地については、獣害が多く対策が必要である。  
特に、南の穴倉川から鹿の侵入があり、農作物の被害を他地区と合わせて広範囲で受けることから、川に面した農地の獣害対策が必要である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は水稲が中心で担い手による小麦、大豆、飼料米の作付けも行っている。引き続きこれらの作物の作付けを行っていく。  
担い手への集積、集約化が進んでいるので、引き続きこの状況を維持できるよう、地域と担い手との体制構築が必要。  
また、獣害被害も多いことから助成を活用した獣害対策の強化も行える様に調整していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地区内の農地の集積・集約については農地中間管理機構を通じて行うこととする。 担い手が営農困難になった場合については、農地中間管理機構の農地バンクを機能を活用することで、新規受け手への付け替えを進めることができるように機構への貸し付けを進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借が発生した際は、農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
老朽化している用排水路施設等の確認を行い、必要であれば改修を進め有効利用を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区の担い手への集約を基本とするが、営農継続が困難になった場合は、地区外からの新たな担い手の受け入れを検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①老朽化した柵や未設置の箇所を中心に獣害対策の助成を活用しながら設置を検討していく。
- ③農作業の省力化、効率化をを意識した設備投資を検討したい。